チェンジからニ）Ｂｃに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｃに定める区間を通行、ニ）Ａｉに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｄに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｄに定める区間を通行、ニ）Ａｊに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｅに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｅに定める区間を通行、ニ）Ａｋに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｆに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｆに定める区間を通行、ニ）Ａｌに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｆに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｆに定める区間を通行、ニ）Ａｍに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｈに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｈに定める区間を通行又はニ）Ａｎに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｈに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｈに定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。以下同じ。）

Ｂ　ハ）Ｂに定める期間のうち連続する最大３日間に、ニ）Ａｋに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｇに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｇに定める区間を通行、ニ）Ａｌに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｇに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｇに定める区間を通行、ニ）Ａｍに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｉに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｉに定める区間を通行又はニ）Ａｎに定める区間内のインターチェンジからニ）Ｂｉに定める区間内のインターチェンジまで往復しニ）Ｂｉに定める区間を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、ニ）Ａ出発及び到着エリア毎に対して次のとおりとする。

Ａ　イ）Ａに定める自動車

車　種	ニ）Ａａ		ニ）Ａｂ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	7,600円	9,200円	6,800円	8,400円
普　通　車	9,500円	11,500円	8,500円	10,500円

車　種	ニ）Ａｃ		ニ）Ａｄ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	6,000円	7,600円	4,800円	6,400円
普　通　車	7,500円	9,500円	6,000円	8,000円

車　種	ニ）Ａｅ		ニ）Ａｆ	
	２日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	6,400円	8,000円	8,000円	9,600円
普　通　車	8,000円	10,000円	10,000円	12,000円

車　種	ニ）Ａｇ	ニ）Ａｈ	ニ）Ａｉ	ニ）Ａｊ
	２日間利用	２日間利用	２日間利用	２日間利用
軽自動車等	3,600円	3,600円	2,700円	2,700円
普　通　車	4,500円	4,500円	3,300円	3,300円

車　種	ニ）Ａｋ	ニ）Ａｌ	ニ）Ａｍ	ニ）Ａｎ
	２日間利用	２日間利用	２日間利用	２日間利用
軽自動車等	5,200円	4,000円	3,600円	5,600円
普　通　車	6,500円	5,000円	4,500円	7,000円

Ｂ　イ）Ｂに定める自動車

車　種	ニ）Ａｋ	ニ）Ａｌ	ニ）Ａｍ	ニ）Ａｎ
	３日間利用	３日間利用	３日間利用	３日間利用
軽自動車等	7,200円	6,000円	5,200円	7,200円
普　通　車	9,000円	7,500円	6,500円	9,000円

ハ）実施する期間

Ａ　イ）Ａに定める自動車は、平成29年３月18日から平成29年12月17日までとする。ただし、平成29年４月28日から平成29年５月７日までの間及び平成29年８月10日から平成29年８月16日までの間を除く。

Ｂ　イ）Ｂに定める自動車は、平成29年７月１日から平成29年８月31日とする。ただし、平成29年８月10日から平成29年８月16日までの間を除く。

ニ）適用区間

Ａ　出発及び到着エリア

a	中央自動車道西宮線の蒲生スマートインターチェンジから大津インターチェンジまで、近畿自動車道名古屋神戸線の甲賀土山インターチェンジから草津ジャンクションまで及び京滋バイパスの瀬田東インターチェンジから石山インターチェンジまでの区間
b	中央自動車道西宮線の京都東インターチェンジから吹田ジャンクションまで、近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから高槻第二ジャンクションまで、中国縦貫自動車道の吹田ジャンクションから中国池田インターチェンジまで（ただし、中国豊中インターチェンジは除く。）、京滋バイパスの笠取インターチェンジから久御山淀インターチェンジまで（ただし、宇治東インターチェンジ及び巨椋インターチェンジを除く。）及び京都縦貫自動車道の大山崎インターチェンジから千代川インターチェンジまで（ただし、沓掛インターチェンジを除く。）の区間
c	近畿自動車道敦賀線の吉川ジャンクションから春日インターチェンジまで、中国縦貫自動車道の宝塚インターチェンジから山崎インターチェンジまで（ただし、西宮山口ジャンクションを除く。）、山陽自動車道吹田山口線の神戸ジャンクションから赤穂インターチェンジまで及び本州四国連絡高速道路株式会社が管理する一般国道28号の神戸西インターチェンジから淡路島南インターチェンジまでの区間並びに兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路（ただし、生野北第一インターチェンジを除く。）の全区間